

町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例

町田市立図書館設置条例（昭和３３年１０月町田市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条を次のように改める。

（設置）

第１条 図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第１０条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、町田市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
町田市立中央図書館	町田市原町田三丁目２番９号
町田市立さるびあ図書館	町田市中町二丁目１３番２３号
町田市立鶴川図書館	町田市鶴川六丁目７番地２
町田市立金森図書館	町田市金森１，０２１番地
町田市立木曽山崎図書館	町田市山崎町２，１６０番地
町田市立堺図書館	町田市相原町７９５番地１
町田市立鶴川駅前図書館	町田市能ヶ谷一丁目２番１号

第３条に見出しとして「（職員）」を付する。

第４条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「教育委員会が別に」を「町田市教育委員会規則で」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において町田市教育委員会規則で定める日から施行する。

改正後	改正前														
(設置) 第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号) 第 10 条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、町田市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。	第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号) 第 10 条の規定に基づき、町田市立図書館を設置する。図書館の名称および所在地は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田市立中央図書館</td><td>町田市原町田三丁目 2 番 9 号</td></tr> <tr> <td>町田市立さるびあ図書館</td><td>町田市中町二丁目 13 番 23 号</td></tr> <tr> <td>町田市立鶴川図書館</td><td>町田市鶴川六丁目 7 番地 2(1 棟 101 号)</td></tr> <tr> <td>町田市立金森図書館</td><td>町田市金森 1,021 番地</td></tr> <tr> <td>町田市立木曽山崎図書館</td><td>町田市山崎町 2,160 番地</td></tr> <tr> <td>町田市立堺図書館</td><td>町田市相原町 795 番地 1(堺市民センター内)</td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	町田市立中央図書館	町田市原町田三丁目 2 番 9 号	町田市立さるびあ図書館	町田市中町二丁目 13 番 23 号	町田市立鶴川図書館	町田市鶴川六丁目 7 番地 2(1 棟 101 号)	町田市立金森図書館	町田市金森 1,021 番地	町田市立木曽山崎図書館	町田市山崎町 2,160 番地	町田市立堺図書館	町田市相原町 795 番地 1(堺市民センター内)
名称	所在地														
町田市立中央図書館	町田市原町田三丁目 2 番 9 号														
町田市立さるびあ図書館	町田市中町二丁目 13 番 23 号														
町田市立鶴川図書館	町田市鶴川六丁目 7 番地 2(1 棟 101 号)														
町田市立金森図書館	町田市金森 1,021 番地														
町田市立木曽山崎図書館	町田市山崎町 2,160 番地														
町田市立堺図書館	町田市相原町 795 番地 1(堺市民センター内)														
(名称及び位置) 第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田市立中央図書館</td><td>町田市原町田三丁目 2 番 9 号</td></tr> <tr> <td>町田市立さるびあ図書館</td><td>町田市中町二丁目 13 番 23 号</td></tr> <tr> <td>町田市立鶴川図書館</td><td>町田市鶴川六丁目 7 番地 2</td></tr> <tr> <td>町田市立金森図書館</td><td>町田市金森 1,021 番地</td></tr> <tr> <td>町田市立木曽山崎図書館</td><td>町田市山崎町 2,160 番地</td></tr> <tr> <td>町田市立堺図書館</td><td>町田市相原町 795 番地 1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	町田市立中央図書館	町田市原町田三丁目 2 番 9 号	町田市立さるびあ図書館	町田市中町二丁目 13 番 23 号	町田市立鶴川図書館	町田市鶴川六丁目 7 番地 2	町田市立金森図書館	町田市金森 1,021 番地	町田市立木曽山崎図書館	町田市山崎町 2,160 番地	町田市立堺図書館	町田市相原町 795 番地 1	第 2 条 図書館は、図書記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して、一般公衆の利用に供しその教養、調査、研究、レクリエーションなどに資することを目的とする。
名称	位置														
町田市立中央図書館	町田市原町田三丁目 2 番 9 号														
町田市立さるびあ図書館	町田市中町二丁目 13 番 23 号														
町田市立鶴川図書館	町田市鶴川六丁目 7 番地 2														
町田市立金森図書館	町田市金森 1,021 番地														
町田市立木曽山崎図書館	町田市山崎町 2,160 番地														
町田市立堺図書館	町田市相原町 795 番地 1														

町田市立図書館設置条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後		改正前
町田市立鶴川駅前図書館 (職員) 第 3 条 略 (委任) 第 4 条 図書館の運営その他必要な事項は、 町田市教育委員会規則で定める。	町田市能ヶ谷一丁目 2 番 1 号	第 3 条 略 第 4 条 図書館の運営その他必要な事項は、 教育委員会が別に定める。